

令和 6 年 7 月 22 日
海上自衛隊厚木航空基地隊厚生隊

海上自衛隊厚木航空基地における「現金自動預け払い機（以下、「銀行ATM」という。）の設置及び経営」に関する業者の公募について

神奈川県綾瀬市厚木基地に所在する海上自衛隊厚木基地において、銀行ATMを設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格等

(1) 応募資格

銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項に規定する免許を保有する者、信用金庫法（昭和26年法律）第4条に規定する免許を保有する者、又はその他の法令の規定により預金又は貯金の取扱に関する免許を保有する者で、「(2)」を誓約し、「(3)」を遵守できる者。

(2) 誓約事項

次の事項について、誓約書を提出できる者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びアからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(3) 遵守事項

- ア 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- イ 業務の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく遂行できること。
- ウ 国有財産使用許可書の使用条件を遵守できること。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

3 設置機種及び台数

銀行ATM：1台

4 募集期間及び募集要領の配布

公募に参加を希望する場合は、次の期間及び時間内に担当者に連絡をした上で募集要領を受領してください。また、募集要領は、綾瀬市商工会及び大和商工会議所でも受領が可能です。

なお、商工会及び商工会議所での受領時間等は、それぞれご確認ください。また、代理受領は認めておりません。

(1) 期 間：令和6年7月29（月）から令和6年8月19日（月）

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後4時まで。ただし、午後1時から2時の間を除く。

(2) 場 所：〒252-1101

神奈川県綾瀬市無番地

海上自衛隊厚木航空基地隊厚生隊 厚生センター2階

担当 山中（ヤマナカ）

電話（代表）0467-78-8611（内線2312）

5 その他

(1) 入門の際に、本籍地が確認できる顔写真付の身分証明書が必要となります。

（例：パスポート、マイナンバーカード（顔写真付きかつ生年月日が和暦記載のものに限る。）住民基本台帳カード（顔写真付きかつ生年月日が和暦記載のものに限る。）、運転免許証と住民票（発行から3ヶ月以内のものに限る）、運転免許証と記載印字票）

(2) 細部は、募集要領による。